

事業報告書等の提出について

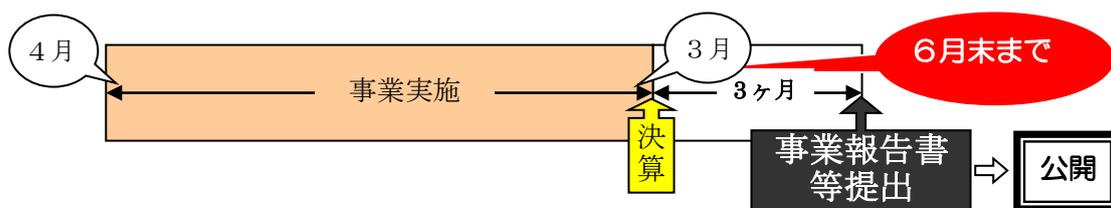
特定非営利活動促進法（NPO法）の規定を遵守し、必ず期限内に事業報告書等を提出してください。

なお、期限までに事業報告書等を提出しないと、役員は20万円以下の過料処分を受けることがあります。

《NPO法人制度の特徴について》

- NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て市民によって育てられるべきであるとの考えに基き、他の法人制度にあまり類例のない広範な情報公開制度が設けられています。
- そこで、NPO法では、「NPO法人に対して、毎事業年度後、3ヶ月以内に事業報告書等の書類を所轄庁に提出し、所轄庁はそれを一般市民に公開しなければならない」と規定されています。

【提出期限】 (例) 事業年度が4月1日～3月31日の場合



- また、NPO法人は、事務所において、事業報告書等を備え置き、社員及びその他の利害関係者に閲覧させる義務を負います。

特定非営利活動促進法

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（略）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（略）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条 (略) の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

特定非営利活動促進法の施行に関する条例

第六条 特定非営利活動法人は、法第二十九条の規定による書類の提出を毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

第七条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、知事が定める場所において行うものとする。